型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A14－24	ＣＹＣＯＯ－20Ｕ型　３Ｓ ＴＤＮ－207Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101号
交　A14－25	ヤマハパス X958	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－26	ヤマハパス X959	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－27	ヤマハパス X963	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－28	ヤマハパス X966	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－29	ヤマハパス X964	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－30	ヤマハパス X965	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A14－31	ブリヂストンアシスタ A86	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A14－32	ブリヂストンアシスタ A87	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A14－33	ブリヂストンアシスタ A88	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A14－34	パステル ＸＭ26－0001	株式会社アイジュ 富山県高岡市西藤平蔵398

○国家公安委員会告示第十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十六年三月十四日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K14－4	フリーライダー　ラギー ＦＲ168－４ＩＴ－Ｊ	FreeRider Corporation No.24,Nanshan Rd.,Zhonghe Dist.,New Taipei City 235,Taiwan(R.O.C.)

○国土交通省告示第四百八十一号

利尻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　利尻空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　利尻空港内　北海道利尻郡利尻富士町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第二百十八号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項光度の欄中「二万五千カンデラ」を「二万二千カンデラ」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年四月三日

○国土交通省告示第四百八十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表大島空港出張所の項中「８時30分から16時30分まで」を「３月から９月までは８時30分から17時30分まで及び10月から翌年の２月までは８時30分から16時30分まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項、第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表第二の大島情報圏の項中「８時30分から16時30分まで」を「３月から９月までの８時30分から17時30分まで及び10月から翌年の２月までの８時30分から16時30分まで」に、同表三宅島情報圏の項中「９時から17時まで」を「４月21日から５月10日まで及び７月16日から８月31日までの９時から17時15分まで並びにこれらの期間以外の９時から17時まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九五六号	宮田　繁	北海道	平成二十六年三月十三日	苫小牧水先区
第一九五七号	黒川　秋彦	滋賀県	平成二十六年三月十三日	苫小牧水先区
第一九五八号	依藤　昭雄	兵庫県	平成二十六年三月十三日	函館水先区
第一九五九号	岩崎　秀之	三重県	平成二十六年三月十三日	仙台湾水先区
第一九六〇号	射場　哲夫	広島県	平成二十六年三月十三日	東京湾水先区
第一九六一号	黒田　富治	広島県	平成二十六年三月十三日	東京湾水先区
第一九六二号	吉村　厚夫	東京都	平成二十六年三月十三日	東京湾水先区